

「新横浜駅では半休は取れません？」

新横浜駅の営業第二科において社員が管理者に半休を取りたいと言うと、管理者が「新横浜駅では半休はとれない」と言われ、拒否されるという事態があった。

その話を聞いた組合員が管理者に確認したところ。「駅で半休をとると人員をひとり張りつけなければならないので、認めていない」と言われた。

しかし半休の取得は平成21年12月1日より従来の「私傷病による」という制限はずし年休取得と同じ扱いになっている。会社の就業規則で書かれているものを「会社が守らない？」というのはおかしいのでは？という質問に、管理者は「総務課長に確認する」と答えた。

会社は半休の申請があれば年休と同じように要員を半日分確保すればいいことであって、それを拒否するということは会社自ら「就業規則違反」をやっていることであり、労働基準法違反でもある。

そこで組合員は4月分の年休申請で「半休」を希望したところ、当たり前のことだが何の問題もなく「半休」が入っていた。

管理者に再度確認したところ前回とは打って変わって「何も問題はないよ」と素っ気ない対応であった。

年休取得は労働者の権利である。しかしその権利は主張し、実行しなければ具体化されない。

一部の社員は「おかしい」と思っても管理者から言われると黙ってしまう。そして職場のなかで愚痴をこぼして終わってしまう。

会社は「法令遵守」などと言うが、これまでどれほどの不当労働行為をやってきたのか？「黙っていては会社が定める『就業規則』違反までして、私たちの権利を奪う。」ということを今回の事態があらわしている。